



基発第 0826001 号

平成 17 年 8 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の
徹底のための当面の対応について

建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策については、平成
17 年 7 月 28 日付け基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」の記の
第 3 により指示しているところであるが、石綿等による健康障害に対する社会的な関心
が高まる中で、本対策についても、重点的にその徹底を図る必要がある。

については、本対策の推進について当面下記により実施することとしたので、遺憾なき
を期されたい。

記

1 石綿等が吹き付けられた建築物を使用している事業場の把握

石綿等が吹き付けられた建築物（以下「対象建築物」という。）を使用している事
業場の把握のための当面の対応として、国土交通省が都道府県に対象建築物の把握等
を依頼していることを踏まえ、都道府県と連携してその情報の入手を行うとともに、
関係事業者団体からの情報収集等により、その把握に努めること。

2 自主点検の実施

把握した対象建築物を使用している事業場に対しては、自主点検を実施させること
により、対象建築物の適切かつ自主的な管理の促進を図ること。

3 監督指導等の実施

2 の自主点検により、石綿ばく露防止措置が十分でない事業場に対しては、平成 17
年 12 月末日までに監督指導等を実施するなど、その措置の徹底を図ること。